

2024年2月22日
電気事業連合会

再処理法施行に伴う設置許可本文八号（使用済燃料の処分の方法）に係る一部記載見直しについて（案）

1. はじめに

2024年4月の「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」（以下、再処理法）の施行に伴い、使用済燃料再処理機構（以下、機構）および「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」（以下、再処理等拠出金法）の名称が変更となるため、設置許可本文八号の記載の一部を見直すことが必要。

2. 見直し内容

添付のとおり。

3. 見直し時期

再処理法の施行に伴う設置許可本文八号への影響は機構名称・法令名称の読み替えのみとなるため、プラント毎の申請案件に「合わせて」記載を適正化することとしたい。

以上

本文八号 変更申請案（現行申請内容との比較）

変更申請（案）	既許可
<p>使用済燃料は、<u>原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律</u>（以下「<u>再処理法</u>」という。）に基づく<u>拠出金の納付先である使用済燃料再処理・廃炉推進機構</u>から受託した、原子炉等規制法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とする。</p> <p>再処理法に基づき<u>使用済燃料再処理・廃炉推進機構</u>に使用済燃料再処理等積立金が引き渡されるまでの間又は拠出金を納付するまでの間は、当該積立金又は拠出金に係る使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。</p> <p>また、使用済燃料再処理等積立金が引き渡され又は拠出金を納付した後であっても、再処理事業者に引き渡されるまでの間は、使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。</p> <p>海外において再処理が行われる場合は、<u>再処理法</u>の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとする。</p> <p>（以下略）</p>	<p>使用済燃料は、<u>原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律</u>（以下「<u>再処理等拠出金法</u>」という。）に基づく<u>拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構</u>から受託した、原子炉等規制法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とする。</p> <p><u>再処理等拠出金法</u>に基づき<u>使用済燃料再処理機構</u>に使用済燃料再処理等積立金が引き渡されるまでの間又は拠出金を納付するまでの間は、当該積立金又は拠出金に係る使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。</p> <p>また、使用済燃料再処理等積立金が引き渡され又は拠出金を納付した後であっても、再処理事業者に引き渡されるまでの間は、使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。</p> <p>海外において再処理が行われる場合は、<u>再処理等拠出金法</u>の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとする。</p> <p>（以下略）</p>